

Title	施光恒君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.4 (2001. 4) ,p.156- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010428-0156

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

施光恒君学位請求論文審査報告

① 提出された論文の名称

施光恒君から提出された学位請求論文は、「可謬主義的リベラリズムの政治制度——市場機構、人権制度、中間的共同体——」と題する、総字数二一三、〇〇〇字強（目次および参考文献表を除く）、A 4 判（一ページに二六行印字）iv 十三〇四ページの論文である。

② 論文の構成

本論文の構成は次のとおりである。大部であるので、項以下の項目分けは省略してある。

序章

第一節 本稿の目的

第二節 本稿の構成

第三節 本稿の制約

第一章 問題状況——リベラリズムに対する今日の主

要な批判——

第一節 リベラリズムに対する諸批判

第一項 欧米内部における批判

第二項 東アジアからの批判

第二節 リベラリズムの陣営からの一回答——「非哲

学的」リベラリズム——

第一項 「非哲学的」リベラリズムの潮流——ロー

ルズとグレイ——

第二項 「非哲学的」リベラリズムの批判的検討

第三節 リベラリズムの新しい理論構築の際に求めら

れる課題

第二章 可謬主義的リベラリズムの伝統と哲学的基礎

第一節 可謬主義的リベラリズム論の伝統の所在

第一項 「反合理主義」および J・S・ミル

第二項 伝統に含まれる曖昧さ

第二節 可謬主義的リベラリズムの哲学的基礎として

の W・W・パトリリーの汎批判的合理主義

第一項 帰納の問題に対するヒュームとポパーの解

決の相違——非正当化主義的解釈——

第二項 非正当化主義の哲学としての汎批判的合理

主義

第三項 汎批判的合理主義の特徴

第四項 汎批判的合理主義による可謬主義的リベラリズム論の伝統の洗練

第三章 可謬主義的リベラリズムにおける善き生の形式理論

式理論

第一節 リベラリズムの政治理論の満たすべき前提

第二項 リベラリズムの規定

第二項 リベラリズムの政治理論における善き生の理論の位置づけ

第二節 可謬主義的リベラリズムにおける善き生の追求の形式理論——善き生の問題に対する汎批判的合理主義の適用——

判的合理主義の適用——

第一項 善き生の問題に関する正当化主義的思考の批判

第二項 非正当化主義から導かれる善き生の追求の形式理論

形式理論

第四章 善き生の追求の共通条件

第一節 二つの条件

第二節 外的条件——善き生の構想の批判的吟味の機會の保障——

會の保障——

第一項 消極的保障の側面

第二項 積極的保障の側面

第三節 内的条件——自省的主体性の発達の条件——

第一項 自己客体視の条件

第二項 認知的柔軟性の条件

第四節 この章のまとめ

第五章 可謬主義的リベラリズムの政治制度

第一節 市場機構

第一項 市場か自由な審議のフォーラムか？

第二項 「疎外」の概念に基づく市場批判に対する反批判

第三項 善き生の構想の吟味の場としての市場

第四項 市場機構のうまく機能する条件

第二節 人権制度

第一項 従来の代表的な人権論とその批判

第二項 間接的帰結主義からの人権論構築の試み

第三項 可謬主義的リベラリズムにおける人権論の構想

構想

第三節 家族、共同体、教育

第一項 一般化された他者の態度の内面化を催す諸政策

第二項 高く Self-Esteem の感覚の育成のための諸政策

政策

第二項 高く Self-Esteem の感覚の育成のための諸政策

諸政策

第三項 リベラルな国家における内的条件の整備

—— 内的条件の整備とリベラリズムの中立性原則 ——

第四節 民主主義制度

第一項 民主主義制度の利点

第二項 民主主義制度のうまく機能する条件

第五節 この章のまとめ

第六章 リベラリズムをめぐる現代の論争と可謬主義

のリベラリズム

第一節 可謬主義的リベラリズム論における正義の優

先性

第二節 リベラリズムに対する諸批判への回答

第一項 欧米内部における批判への回答

第二項 東アジアからの批判への回答——非欧米文

化の一例としての日本文化との親和性を手
がかりに——

終章 まとめと残された課題

③ 論文の要旨

本稿の目的は、リベラルな政治制度についての、理論的に説得力がありより広い文化横断的適用可能性をもつ、新

しい擁護論を構築することにある。そのために本稿は、人間の認識能力の限界に着目し、人間の可謬性という事実を基礎にリベラルな政治制度の必要性を説明しようとする。本稿では、この種の擁護論を「可謬主義的リベラリズム」の理論と呼ぶ。さらに本稿は、可謬主義的リベラリズムの理論から導き出される政治制度の像を明らかにする。

第一章「問題状況——リベラリズムに対する今日の主要な批判——」では、本稿で展開される議論の理論的背景を示し、それを通じてリベラリズム論に求められている今日の課題を明らかにしている。

この章では、リベラリズムに対する現代の批判を大きく二つに分けている。一つは、一九八〇年代以降の英語圏における批判である。おもに、コミュニタリアニズムやフェミニズムの理論家たちから提示されてきた批判である。もう一つは、比較的实践的な関心にもとづき、非欧米とくに東アジアの文化的観点から寄せられたつつある批判である。本稿は、比較的新しい批判であるため研究が少ないことを理由に、後者に多くの紙面を割いて検討をくわえている。

第一節では、こうした様々なリベラリズム批判の基本的な論点を概観する。

まず、コミュニタリアニズムおよびフェミニズムからの批判は、理論的であり、リベラリズムの、個人の価値観や生き方の形成に社会が深く関わっていることの軽視、国家権力は特定の善き生の構想にもとづいて行使されてはならないとする国家の中立性原則、個別状況と個人差の軽視から生まれる弱者への配慮のなき、文化的差異に留意しない普遍性の主張などを要点とする。

これに対し、東アジアからの批判には、実践的な色合いが濃い。一つは、政治指導者たちの、ある程度の経済発展があつてはじめて市民的政治的権利が認められるとの理由でいわゆる人権外交を拒否する議論である。(この議論の基礎にある「権利の付与↓政治的不安定↓経済の停滞」の関係には事実として疑義がある。よって、本稿ではこの問題はこれ以上取り上げない。)他の一つは、研究者による批判で、既存のリベラリズムには欧米中心主義の偏りがあるが、それを払拭した文化横断的な理論、東アジアの文化的伝統に親和性があり、したがって東アジアにおけるリベラリズムの理論と制度の受容と定着に役立つ理論が必要だ、とするものである。

第二節では、このようなリベラリズム批判に対する現在の代表的な回答として政治理論の分野で現在優勢になりつ

つある「非哲学的リベラリズム」の議論に言及する。この回答は、リベラリズムを基礎づけるのは欧米の政治文化的伝統であるとし、普遍性批判を回避しようとする。しかし、この回答に対しては、さまざまなさるる批判があり、リベラリズム擁護論としては失敗である。

第三節では、第一節と第二節の分析をもとに、リベラリズム論の新しい構築を試みる際の課題を明らかにしている。その課題とは、①特定の政治文化を基礎とする議論ではなく、人間の一般的属性に関する特定の前提の上に立つ、文化横断的な適用範囲をもつ哲学的リベラリズム論の可能性を再び探究する必要があること、②その際に、コミュニタリアニズムやフェミニズムから寄せられた数々の批判に 대응することができること、③東アジアの文化的観点からの批判にも応えることができること、の三つの点である。

第二章「可謬主義的リベラリズムの伝統と哲学的基盤」では、可謬主義的リベラリズムの議論の伝統の所在を確認し(第一節)、その伝統を洗練する哲学的理論を探索している(第二節)。可謬主義的リベラリズムの特徴は、人間の認識能力の限界を強調し、その反面として、人びとの自由な活動から生じる社会的相互作用の、意図しない効果に

信頼を寄せる点である。

この特徴を指標とすれば、可謬主義的リベラリズムの主な源流は、フリードリッヒ・ハイエクの指摘する「反合理主義」（あるいは「批判的合理主義」）の伝統、つまりスコットランドの啓蒙哲学者および現代のカール・ポパーやハイエクに至る思想潮流に求められる。また、ハイエクの指摘するこの思想潮流とは少々系列を異にするが、J・S・ミル（とくに『自由論』）の議論も重要な思想的伝統を形成するものと捉えることができる。

「可謬主義的リベラリズムの伝統はこのように豊穡である。しかし、その伝統には幾分の曖昧な点——「理性の限界」や「社会の自生的過程」——が含まれている。

第二節では、ポパーの非正当化主義の哲学およびそれより洗練したウィリアム・バートリーの汎批判的合理主義 (comprehensively critical rationalism) を、可謬主義的リベラリズムの伝統をもっとも適切に洗練し得る哲学的立場であると捉え、汎批判的合理主義の議論を参照しつつ、伝統に内在する不明瞭さの克服に努めている。その結果、「理性の限界」とは、認識や判断の正当化の不可能性であることが示される。理性の役割は、絶えざる批判——他の見解と比較し問題のもっとも少ないものを仮説的に選択す

ること——である。学習とは、「不確かな仮説的前提から帰結を導き、それを広範な批判的吟味にかけ、その帰結または前提の再検討・修正をくり返すという試行錯誤の過程」である。また、「社会の自生的過程」とは、ある見解が絶えざる批判と修正の結果意図せざる方向に発展していく過程を指す。したがって、汎批判的合理主義からすれば、「もっとも重要なことは、すべての見解や立場から生じる帰結を絶えざる批判的吟味にさらすことのできる政治的社会的制度の組織化である。」

第三章「可謬主義的リベラリズムにおける善き生の追求の形式理論」においては、第一節ではリベラリズム論において善き生の追求に関する理論が果たす役割を論じ、第二節では、本稿の理論が依拠することになる、可謬主義的前提に立つ善き生の追求の形式理論を提示している。

ジョン・グレイによれば、リベラリズムは、異なる善き生の構想を抱く人びとの善き生の探求の営みを共通に促進する諸条件を政治社会の構成原理として定める考え方でありとされる。いいかえれば、リベラリズムは、「相対立する善き生の構想を抱く人びとが、他人による不当な妨害を受けることなくして自己の善き生の構想を追求できる社会

の成立条件」の——それらの人びとの平和的共存を可能にするという意味で共通の利益でありしたがって合意が可能な原理の、また、生き方についてのいかなる実質的構想からも独立した「正義」と呼ばれる価値の——探求を目指している。

これが可能となるためには、「善き生の内容にかかわる価値」（人格完成価値）と「善き生の探求を可能にする条件を構成する価値」（人格構成価値）が区別される必要がある。追求する内容は異なっても、人びとの善き生の追求の仕方には共通の過程（形式）がある。この過程から、人びとの善き生の追求を共通して促進する条件が導き出される。これが、リベリズムの政治制度を構築する際の基礎となる。

第二節では、前章で論じた汎批判的合理主義を適用しつつ、可謬主義的リベリズムにおける善き生の形式理論とはいかなるものであるかを考察している。汎批判的合理主義の前提によると、いかなる善き生の構想の正当化も叶わぬ試みである。善き生の探求の行為とは、既存の善き生の構想を絶えざる批判的吟味と修正にさらし続ける終わりなき過程にほかならない。また、汎批判的合理主義の前提に基づき善き生の構想の効果的な吟味を行なうためには、実

際実践してみることや、状況への敏感さ、非言語的知識の領域、柔軟なパーソナリティの獲得などを重視する必要がある。

第四章「善き生の追求の共通条件」では、異なる善き生の構想を抱く人びとの間にあっても共通してみられる善き生の追求の過程を促進するために必要な社会的諸条件が検討されている。

まず、第一節では、善き生の追求の共通の条件は、外的条件と内的条件の二つに分けることができる点が確認される。

第二節は、外的条件について論じている。ある個人の善き生の追求のためには、その個人の善き生の構想を他者との相互作用の中で効果的に吟味していくための社会的機会が保障されていなければならない。外的条件とは、その保障のための社会的枠組みのこと——思想と行為の自由、それを保障する身体と財産の自由、最低限の文化的生活と知的能力（読み、書き、算盤）が、自分だけにではなく、自分の善き生の構想の効果的な吟味に有益な貢献をする潜在的な可能性が否定できないという理由で、すべての他者にも保障されていること——である。

第三節は、内的条件について論じている。内的条件は、善き生の構想を批判的に吟味する際に必要となる自省能力とその育成のための社会的環境からなる。自省能力は二つの要素からなる。一つは、自己の行為や思考を客体として見つめる自己客体視の能力であり、もう一つは、自己のものとは異なる認識や見解を歪曲することなく受容し、それとの関連で自己の認識や見解を検討し、必要とあればそれを修正する能力（認知的柔軟性）である。

自己客体視は他者の視点を取り入れて、一般化された他者の視点を内面化してはじめて可能になる。したがって、自己吟味の能力は、社会的過程の産物に外ならない。認知的柔軟性は、self-esteem の感覚（自己概念と結びついている自己の価値と能力の感覚）と相関が高い。

以上の心理的能力は、自分だけにでなく、自分の善き生の構想の効果的な吟味に有益な貢献をする潜在的な可能性が否定できないという理由で、すべての他者に保障される必要がある。これら能力の獲得は社会的条件に依存しており、それを容易とする社会的環境の整備が必要となる。

第五章「可謬主義的リベラリズムの政治制度」では、第四章までの議論から導かれる政治制度像を明らかにしてい

る。人びとが自己の善き生の構想をもっともよく吟味することを可能にする政治的枠組みとはどのようなものか。それは、市場経済制度、人権制度、若干の福祉や公教育の制度、および、家庭や近隣などの中間的共同体の整備のための制度・政策からなるものである。これは、いかなる特定の生き方の構想にも依拠しないで導き出されており、その意味で、リベラリズムの政治制度の範疇に属す。

一般的理解では、中間的共同体の維持や整備は、国家の中立性原則（国家権力の行使は善き生の特実の構想に依拠するものであってはならないという原則）に反すると主張される。本稿は、リベラリズムの中立性原則の枠内で、国家は中間的共同体の維持や整備を行なうことができるとする。その意味で、本稿の主張は、いわば従来のリベラリズムの政治制度の拡充版だと言えることができる。

第一節「市場機構」では、「市場経済制度は、善き生の構想の批判的吟味を行なうための適切な場を準備できるか」が問われる。答は「然り」である。市場は、私的所有権を基礎に個々人の自由な生活の実験を可能にする社会空間である。本稿は、市場における他者との相互作用が、自己発見や人生目標の改善によりよく寄与すると主張し、市場の意義について新しい見方を提示している。具体的には、

職業が生き方の見本例として提示され、労働者の潜在的能力を引き出すのに役立つ労働市場や、他者との相互作用を通じて自己の嗜好や嗜好の適切さを吟味する場としての消費市場の意義を明らかにし、それらが人々の自己認識や善き生の構想の洗練の場として有効であることを示している。(ただし、市場の以上の意義が十分に発揮されるためには、市場における生活の実験での失敗からの再起を可能とするためのセーフティネットと、第四章に指摘した内的条件の整備が必要であることが指摘されている。)

第二節は「人権制度」について論じている。ジェレミー・シエーターによれば、人権理論の課題は、自分についてだけではなく、他者についてまで、なにゆえに人権を承認しなければならないかを世俗的な用語で説明することである。しかし、目的基底的な功利主義の批判から発展した現在支配的な人権論である義務論的(権利基底的)人権論も、その代表的な代替的理論である相互利益論に基づく社会契約論的人権論も、この問にうまく答えられていない。

本稿が扱って立つ可謬主義は、この問にうまく答えることができる。行為のレベルでの人の判断は、人の可謬性と状況の複雑さのゆえに、誤り、不満足な結果をもたらす可能性がある。その妥当性を高めるためには、それを他者と

の相互作用を通じての絶えざる批判的吟味にける必要がある。すべての他者は、自分の善き生の構想の効果的な吟味に有益な貢献をする潜在的な可能性を否定できない。したがって、すべての他者は「認識の源泉」として、その存在価値を認められなければならない。つまり、他者を自律的な認識の主体として認めることは、自己の善き生の探求に役立つ。「人権」とは、この意味で、自己と同様に他者が自律的な認識主体であることを保障する一連の条件であると見ることが出来る。ここに、すべての他者の人権を承認する制度の必要性が導き出される。

第三節「家族、共同体、教育」では、第四章で指摘された善き生の追求の共通条件の一つ、内的条件から導き出される政治制度はなにかが検討されている。一般化された他者の内面化の要請からは、子どもが発達段階に対応する大きさの中間的共同体と接触する機会の保障と、その内面化に役立つ教育への配慮が必要とされることが指摘される。

また、高い self-esteem 感覚の形成の要請からは、家庭における両親の態度や規律、学校における教室の雰囲気や教育方法、家庭の経済状態への配慮が必要とされることが指摘される。

以上は要するに、内的条件からは親密な人間関係を含み

もつ中間の共同体、若干の社会福祉の政策や公教育の制度が導き出される。いいかえれば、国家は、共同体、教育、福祉に配慮し、政策的手段を講ずる必要があるということである。これらの配慮と手段は、人びとがその内容のいかにかわらず善き生の模索を活発に行なうことができる場を作り出すための必要条件である。その意味で、国家の中立性原則と抵触しない。

第四節では「民主主義制度」の働きについて論じる。以上三節で指摘した制度・政策は、国家（政府）の作用の結果形成される。民主主義は、そうした政治制度と政策の形成主体である国家の運営方法に関係する。リベラルな政治制度を形成し維持する主体である国家は、民主主義によって運営されることが望ましい。その理由は、民主主義が、消極的にはリベラルな政治制度が国家によって破壊される可能性を最小化し、積極的には有権者全員によるより良い国家秩序の実現に向けての効率のよい試行錯誤（実験の政治）を可能にするからである。

以上第五章では、善き生の構想を絶えざる批判的吟味にもっとも良くさらし続ける政治制度が粗描された。

第六章「リベラリズムをめぐる現代の論争と可謬主義的

リベラリズム」では、第二章から第五章までで展開してきた人間の可謬性に基づく理論の妥当性を確認する。

第一節では、本稿で展開した可謬主義の理論がリベラリズム論としての要件を満たしているか否かを確認する。本稿の可謬主義の理論は、任意の、つまり具体的な善き生の構想では相対立するかもしれない個人が自己の善き生の構想の追求のために必要とする共通の条件から政治制度を導き出す、という論理構成をとっている。これは、この理論がいかなる特定の善き生の構想からも独立していること（正義の独立性）を意味する。また、この理論では、善き生の具体的構想には誤りの可能性があり、それを直接追求するよりは、絶えざる批判的吟味にかけることを優先させた（正義の優先性）方が望ましい結果が得られる、と考える。その意味で、可謬主義の理論は、リベラリズムたる要件を満たしている。

第二節では、第一章で概観したりベラリズムに対する諸批判に対して、本稿の可謬主義的リベラリズムの理論がどのように回答することができるかを検討する。

本稿に提示された理論がこれらの批判に対立する立場を固持するのは、国家の中立性原則に関してである。第一節に指摘したように、その方が望ましい結果が得られると考

えるからである。

個人と社会の関わりについては、本稿の理論から導かれる結論は、批判に肯定的である。本稿は、個人の価値観や生き方の形成に社会との相互作用が不可欠だとし、具体的な状況と他者の視点、人間の相互依存性を重視する。

文化的差異と理論の普遍性については、本稿の理論は東アジアの研究者と同じ立場に立ち、コミュニケーションズおよびフェミニズムの主張に対立する。理論的には、「多くの知識や見解が文化的拘束を受けているのは事実であるが、すべての人間に共通してみられる事実もまた存在する」との立場に立ち、そのようなものとして人間の認識能力の有限性（可謬性）を捉え、それを立論の基礎に置くことによって、得られた理論の文化横断的な適用可能性を主張する。

さらに本稿は、「人間や社会についての文化横断的な一般的特徴にもとづいて構築された理論と政治制度は、いかなる文化的文脈に対しても親和性をもつはずだ」（第一章第一節第二項）との観点から、可謬主義的リベリズムと親和性をもつ文化的要素を、東アジアの文化的伝統のなかに求める。（本稿の理論がおもに欧米の哲学や政治・社会理論を参照しつつ展開できたということは、それが欧米文

化に一定の親和性をもつことを示している。）それが、東アジアの文化（例、日本文化）の特徴とされる「相互依存的自我観」と「状況重視の道徳観」である。これらの特徴とする文化にあつては、善き生の追求は「多様な他者の視角を内面化し、既存の自己の思考や行為を様々な角度から見つめ吟味することを通じて、より状況に適ったものへと修正・洗練していく」という過程となる。この過程と可謬主義的リベリズムの善き生の追求の形式の間には高い類似性が指摘できる。したがって、後者を基礎に構築される政治制度は、日本を含む東アジアの文化に受容され易いと言ふことができよう。

④ 論文の評価

本論文はつぎのように評価できる。

(1) 問題の提起について

(a) 理論的意義：リベリズムがリベラルな政治制度に固執し、コミュニケーションズなどが国家の中立性原則批判を続ける状況にあつて、筆者の「今日の政治制度に求められている相対立するかに見える二つの要素——国家の中立性原則に基づくリベラルな要素と福祉などの国家介入的な要素——を、ともに一つの理論的前提から導き出せな

いか」という問の立て方はユニークである。

(b) 社会的意義：筆者は、「途上国でのリベリズムの受容と定着に役立つ」いいかえれば文化横断的な適用可能性をもつ理論の構築という目標を掲げているが、これは、今日の政治状況において大きな社会的意義をもつ。

(2) 回答の方法について

(a) 回答方法の新しさ：提起した問に対する筆者の回答の仕方は、つぎのような手順を踏む。すなわち、筆者は「多くの知識や見解が文化的拘束を受けているのは事実であるが、すべての人間に共通してみられる事実もまた存在する」との基本認識に立ち、そのようなものとして人間の認識能力の有限性(可謬性)を捉え、それを立論の基礎に置くことによって、得られる理論の文化横断的な適用可能性を主張する。コミュニケーションなどがリベリズムの普遍性標榜を批判し、リベリズムが理論の基礎に欧米特殊の文化的伝統を置くことで文化横断の適用可能性を主張しなくなった状況にあつては、この回答の仕方はきわめてユニークである。

(b) 回答の導き方の論理性：回答の導き方は、全般にわたって論理的である。ただし、細部までの詰めが不足しているところが散見されるのは惜しまれる。筆者も述べて

いるとおり、本稿が展開した政治制度論は詳細なものではなく、具体的な制度を構成するための基本的・原理的な視座の提示に力点が置かれている。とくに、人権に関わる論述の部分——それ自体としては周到であり、評価できるが——にその感が強い。その他細部の詰めが不足している点として、つぎが指摘できる。「1」一般に制度の役割は人びとの動機づけの確保にあるが、本稿には制度の粗描はあつても、動機づけの確保に関する考察がない。「2」本稿は、自省能力の育成に中間的共同体の寄与が不可欠であり、中間的共同体のこの役割の確保のために国家の働きが必要だとするが、この役割はなぜ国家の支援なしには実現されないのかについては考察がない。しかし、この種の問題点は、筆者が将来徐々に究明の手を拡張すべきかつそれができる課題であり、この論文の価値を損なうものではない。

(3) 回答の内容について

(a) 提起した問に答えられたか：人間の可謬性という一つの前提から導き出された政治制度と政策には、一般の理解における国家中立的なりべラリズムな要素と福祉など国家介入的な要素の双方が含まれている。提起した問のユニークさに見合った答が出ており、この分野の研究に資するところが大きい。

(b) 回答の新しさ：つぎの点は、本稿が提示した回答の新しさ、ユニークさである。「1」国家の中立性原則の枠内に「若干の福祉や公教育の制度、および、家庭や近隣などの中間的共同体の整備のための制度・政策」を位置づけた。これは、実際政治上の批評はさまざまあるが、理論上の問題の整理としては高く評価されるべきである。

「2」労働市場と消費市場の意義を、人々の自己認識や善き生の構想の洗練にとつて有効な場として示した。これは、人間の可謬性とそれから派生する批判的吟味の必要性の観点から、社会の多様な側面に新しい意味づけをもたらす可能性を示唆したものである。

(c) 回答の社会的意義：本稿は、それが提案するリベラリズムについて、論理的普遍性(2)の(a)を示すだけでなく、東アジア文化との一定の親和性を示しえたことは、その提案がより広範な途上国に受容され、定着する可能性を示したという点で、大きな社会的意義をもつ。

ところで、本稿の論文構成の仕方に関して、つぎのような批判も考えられる。

本稿に対しては、非正当化主義からはいかなる制度も導き出せないとする批判がありうる。非正当化主義にできる

のは、普遍性を詐称する真理・正義を批判することだけだ、だからこそポパーのように「流血なき政府解任システム」としての民主主義が構想されるのだ、というのである。しかし、この批判に対しては、このシステムはまさに「制度」であり、非正当化主義から「制度」が特定できないことはない、との反論もあるであろう。そうなるとこの批判の焦点は、本稿が提示した制度には善き生の追求の枠組みだけでなく内容まで含まれているか否か、に絞られることになる。これは、上の(2)の(b)の一環で行なわれればよい検討である。

筆者は、人権が「自分だけにではなく、すべての他者にも」保障される必要性を「他者の自分にとつての効用」——自分が行なう批判的吟味に有益な貢献をする潜在的可能性、これはすべての他者に関して否定できない——から導き出す。この立論の仕方に対しては、人間の価値はそれ自体として評価すべきであり、この立場は「不健全だ」とする批判がありうる。しかし、これはカント主義と功利主義との対立にほかならず、立論の出発点における立場の違いの表明である。この問題は、現在でも哲学的に決着のついていない問題であるといえよう。

本稿に対しては、上記のような角度からの批判や反論も

ありえようが、そのこと自体は本論文の価値を減ずるものではない。

⑤ 結論

審査員一同は、以上の審査にもとづき、施光恒君提出の学位請求論文が「博士（法学）（慶應義塾大学）」の学位に十分に値するものと判断する。

平成一三年一月三十一日

主査	慶應義塾大学法学部教授	根岸 毅
副査	慶應義塾大学法学部教授	田中 宏
副査	慶應義塾大学法学部教授	萩原 能久

鬼塚尚子君学位請求論文審査報告

鬼塚尚子君から提出された学位請求論文「政治参加の社会心理に関する計量分析」は、序章と終章を含めて十三章からなり、有権者の政治参加とその社会心理を計量的に探索することを目的としている。

1 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

- 序章 はじめに
- 第一章 争点投票
 - ― 「近接性モデル」と「方向性モデル」の比較分析―
- 第二章 業績評価投票
 - ― 単独政権と連立政権における業績評価投票―
- 第三章 戦略投票
 - ― 小選挙区制における二種類の戦略投票の作